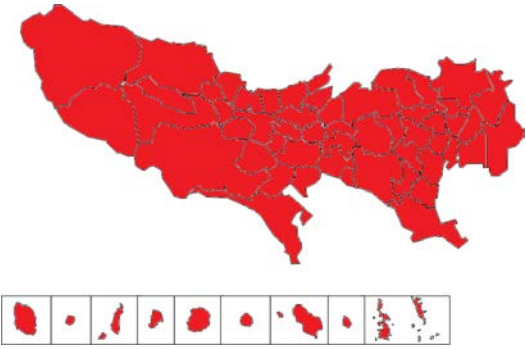


東京都タクシードライバー観光案内特区

都道府県名：	東京都	
申請主体名：	東京都	
区域の範囲：	東京都の全域	
特区の概要：	<p>外国人旅行者の興味が多様化する中、観光タクシーの活用は重要な課題である。タクシー業界は「東京観光タクシードライバー認定制度」や「観光英語対応ドライバー認定プログラム」等の取り組みを進めている。</p> <p>しかし、外国語により有償で案内するには通訳案内士の資格が必要であり、高度な語学力等が必要なことから取得が進んでいない。そのため、ガイド料を徴取できず、ドライバー確保の大きな制約となっている。</p> <p>そこで、特区制度を活用し、都が実施する研修を受けたタクシードライバーが外国語により有償で観光案内を行うことを可能とする。</p>	
適用される規制の特例措置：	地域限定特例通訳案内士育成等事業	



東京観光タクシー利用時の様子



多くの外国人旅行者が訪れる東京都庁